

山梨県公報

第二千二百五十号

平成二十四年

八月六日

月 曜 日

目次

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	四五五
特定非営利活動法人の設立の認証申請	四五五
シルバー人材センターの住所及び事務所所在地の変更の届出	四五五
監査委員	四五五
外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	四五六
教育委員会	四五六
一般競争入札について	四五六
平成二十四年二月二十七日付第二千二百七号中	四五八
平成二十四年三月二十九日付第二千二百十六号中	四五八

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十四年七月二十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人山梨ICT&コンタクト支援センター
- 代表者の氏名 金成 葉子
- 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市小原西九百五十五番地
- 定款に記載された目的

この法人は、広く山梨県内及び県外周辺地域の一般住民・団体・事業者等に対し、コピキタス社会に対応できるICT(情報通信技術)関連業務並びにコンタクトセンター(企業等において、顧客への対応業務を専門に行う事業所・部門)業務に従事する人材の育成及び人材の登録・紹介事業を実施するとともに、これら住民・団体・事業者等が容易に情報化ネットワークに参加できるよう環境整備を推し進め、質の高い保健・医療・福祉・健康情報サービスや自治体・公共・団体サービスを構築し、運営事業を実施することにより、地域雇用及びビジネス創出とより豊かな住民生活を実現し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十四年七月二十七日から同年九月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年八月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十四年七月二十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人Happy Village
- 代表者の氏名 福村玲子
- 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町
- 定款に記載された目的
この法人は、地域住民および他地域からの来県者に対して、地域の歴史や文化の伝承事業、自然ガイド事業、まちづくりの推進を図る活動などを行い、地域の持つ素晴らしい伝統や文化を後世に残すことに寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十四年七月二十七日から同年九月二十六日まで

● シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第四項の規定により、シルバー人材センターから住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第四十一条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年八月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 シルバー人材センターの住所及び事務所の所在地

名称	区分	住所	事務所の所在地
公益社団法人峡北広域シルバー人材センター	旧	山梨県韮崎市若宮一丁目十番十九号	山梨県韮崎市若宮一丁目十番十九号
	新	山梨県韮崎市中田町中條千七百九十五番地	山梨県北杜市長坂町長坂上条二千五百七十五番地十九
			山梨県韮崎市中田町中條千七百九十五番地

二 変更の年月日
平成二十四年六月七日

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人久保嶋仁の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。
平成二十四年八月六日

山梨県監査委員	古	屋	博
同	中	込	孝
同	中	村	正
同	河	西	敏
			郎

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
古屋 俊一郎	山梨県甲府市上曾根町三六八番地	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日
加藤 隆博	山梨県南アルプス市飯野三四五六番地四	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日

矢野 邦夫	山梨県甲府市中央四丁目七番一五号	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日
久保嶋 正子	山梨県甲府市屋形三丁目五番三三号	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日
小俣 光文	山梨県大月市初狩町下初狩一八五二番地一	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日
日野 克紀	千葉県柏市大津ヶ丘二丁目第二九街区第一号棟第三〇一室	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日
大道 良幸	東京都新宿区市谷本村町二番一五号四〇一	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日
中田 裕司	神奈川県横浜市戸塚区矢部町三二一番地プロムナード矢部3棟五〇八号	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日
山本 泰士	東京都江戸川区西葛西五丁目6番7号ハイフラットワン六〇一	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日
手塚 斉	山梨県南アルプス市上八田六三七番地	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日
櫻林 裕之	山梨県甲府市古上条町二五五番地三	平成二十四年八月一日～平成二十五年二月二十八日

教育委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十四年八月六日

山梨県教育委員会教育長 瀧田 武彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

東部地域総合制高校仮設校舎の賃貸借 一式

2 借入物品の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

賃貸借の期間は、平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までとする。

また、設置及び復旧に要する期間は、契約の翌日から平成二十九年六月三十日までとする。

なお、東部地域総合制高校校舎等建設工事の進捗状況により変更することがある。

4 借入場所

山梨県立谷村工業高等学校（山梨県都留市上谷五丁目七番一号）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第百三十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であつてはその役員が暴力団員でないこと。

5 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は同種の学校において、仮設プレハブ校舎を建設した実績があると認められる者であること。

6 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

7 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁
学校施設課計画整備担当 電話〇五五 二二三 一七六一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十四年八月十七日（金）までの山梨県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、現地確認を希望する者には、次の日程で現地説明を行う。

ア 日時

平成二十四年八月二十日（月）午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

イ 場所

一の4の借入場所

ウ 連絡先

山梨県立谷村工業高等学校事務室 電話〇五五四 四三 二一〇一

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十四年八月二十七日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに、三の1の交付場所に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年九月十九日（水）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館三階 三〇二会議室

6 郵便による入札書の受領期限及び場所

平成二十四年九月十八日（火）午後四時までに山梨県教育庁学校施設課計画整備担当（郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県教育委員会教育長が認めたと入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）第百三十四条の三に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Lease (including dismantling) of temporary school building for Tobu-Area

Sogosei High School, 1 set

2 Date and time of the tendering and bid opening

2:00PM September 19, 2012

3 Bureau in charge

School Facilities Division, Yamanashi Prefectural Board of Education

1-6-1 Marunouchi Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8504 JAPAN
TEL:055-223-1762

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十四年二月二十七日付山梨県人事委員会規則第一号（特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則）

一一三	上	九	大太平洋	太平洋
一一二	上	終わりから十二	原子力災害特別措置法	原子力災害対策特別措置法

平成二十四年三月二十九日付山梨県人事委員会規則第十三号（特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則）

一一八	下	六	従事した職	従事した職員
-----	---	---	-------	--------